

令和2年第1回定例会

(初 日)

令和2年3月2日

令和2年第1回平川市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程（第1号）令和2年3月2日（月）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案上程及び提案理由説明
- 第5 予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任
- 第6 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第4号 平川市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 平川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 平川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 平川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 平川市運動施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 平川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案
- 議案第19号 平川市手話言語条例案
- 議案第20号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第21号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
- 議案第22号 東部辺地総合整備計画の変更について
- 議案第23号 久吉辺地総合整備計画の変更について
- 議案第24号 市道路線の認定について
- 議案第25号 平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第26号 平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間

について

- 議案第 27 号 平川市古懸コミュニティ浴場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 28 号 平川市久吉たけのこ温泉の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 29 号 碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 30 号 平川市駅前駐車場の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 31 号 高木会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
- 議案第 57 号 令和元年度平川市一般会計補正予算（第 6 号）案
- 議案第 58 号 令和元年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 59 号 令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 議案第 60 号 令和元年度平川市下水道事業会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 61 号 令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第 2 号）案
- 第 8 議案第 32 号 令和 2 年度平川市一般会計予算案
- 議案第 33 号 令和 2 年度平川市国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 34 号 令和 2 年度平川市介護保険特別会計予算案
- 議案第 35 号 令和 2 年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
- 議案第 36 号 令和 2 年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
- 議案第 37 号 令和 2 年度平川市学校給食センター特別会計予算案
- 議案第 38 号 令和 2 年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
- 議案第 39 号 令和 2 年度平川市簡易水道特別会計予算案
- 議案第 40 号 令和 2 年度平川市水道事業会計予算案
- 議案第 41 号 令和 2 年度平川市下水道事業会計予算案
- 議案第 42 号 令和 2 年度平川市新屋財産区一般会計予算案
- 議案第 43 号 令和 2 年度平川市町居財産区一般会計予算案
- 議案第 44 号 令和 2 年度平川市広船財産区一般会計予算案
- 議案第 45 号 令和 2 年度平川市小和森財産区一般会計予算案
- 議案第 46 号 令和 2 年度平川市大坊財産区一般会計予算案
- 議案第 47 号 令和 2 年度平川市石郷財産区一般会計予算案
- 議案第 48 号 令和 2 年度平川市岩館財産区一般会計予算案
- 議案第 49 号 令和 2 年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
- 議案第 50 号 令和 2 年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
- 議案第 51 号 令和 2 年度平川市新館財産区一般会計予算案
- 議案第 52 号 令和 2 年度平川市沖館財産区一般会計予算案
- 議案第 53 号 令和 2 年度平川市葛川財産区一般会計予算案
- 議案第 54 号 令和 2 年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案

議案第 55 号 令和 2 年度平川市原田財産区一般会計予算案

議案第 56 号 令和 2 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 葛 西 勇 人
2 番 山 谷 洋 朗
3 番 中 畑 一二美
4 番 石 田 隆 芳
5 番 工 藤 貴 弘
6 番 工 藤 秀 一
7 番 福 士 稔
8 番 長 内 秀 樹
9 番 佐 藤 保
10 番 山 田 忠 利
11 番 大 澤 敏 彦
12 番 原 田 淳
13 番 桑 田 公 憲
14 番 齋 藤 剛
15 番 工 藤 竹 雄
16 番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	柴 田 正 人
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	柴 田 博 明
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	齋 藤 久 世 志
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	白 戸 照 夫
健康福祉部長	三 上 裕 樹
経 済 部 長	大 湯 幸 男
建 設 部 長	原 田 茂
碓ヶ関総合支所長	山 田 一 敏

教育委員会事務局長	對 馬 謙 二
平川診療所事務長	今 井 匡 己
会 計 管 理 者	三 上 庚 也
農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 崇

○出席事務局職員

事 務 局 長	小山内 功 治
次 長 補 佐	清 藤 哲 彦
総務議事係長	田 澤 亜 紀
主 事	一 戸 岬
主 事	對 馬 賢 也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

本定例会の開会中、報道関係者及び議会広報のため、議場内において撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、マスクを着用しても結構でございますが、発言の際にはお取りくださるようお願いいたします。

タブレット操作補助員として、議会事務局職員が議場内に待機しておりますので、操作に不具合がありましたら、挙手でお知らせいただければ随時対応します。

本日の出席議員は16名で、定足数に達しております。

ただいまから、令和2年第1回平川市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、山田忠利議員及び11番、大澤敏彦議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月27日、議会運営委員会を開催し、会期について協議しましたところ、配付した会期日程表(案)のとおり、会期は本日2日から18日までの17日間に決定されました。

お諮りします。

議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日2日から18日までの17日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日2日から18日までの17日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

市長より議案第3号から議案第61号までの計59件が提出されました。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

なお、尾上総合支所長について本日欠席する旨、市長より報告がありましたので、お知らせします。

監査委員より、令和元年10月分から12月分までの例月出納検査報告書、指定管理者監査の結果報告についての提出がありましたので、御報告します。

また、令和元年第4回定例会以降の議会の諸般事項報告書、令和元年度平川市議会議員研修視察報告書、教育民生常任委員会所管事務調査報告書のそれぞれの写しと、議会運営委員会委員長より提出された、去る2月27日に開催した令和2年第2回議会運営委

員会において申し合わせしました事項について配付しておりますので、御精読願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案上程及び提案理由説明に入ります。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてから議案第61号令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案までの59件を一括議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

（市長登壇）

○市長（長尾忠行） おはようございます。

本日、令和2年第1回平川市議会定例会の開会に当たり、初めに、感染が拡大している新型コロナウイルスに関する当市の対策について御報告を申し上げます。

市では、市内における情報共有と連携強化を図るため、新型コロナウイルス対策連絡会議を3回開催してまいりました。2月28日には、国からの小・中学校の臨時休業についての要請を受け、新型コロナウイルス対策本部会議を設置し、万全の態勢を整えております。

市民の皆様には、感染の防止に関するチラシを毎戸に配布するなど、引き続き市内及び関係機関との連携を一層強化し、感染防止に努めてまいります。

それでは、令和2年度の市政運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私が2期目の市政を担ってから2年が経過し、任期を折り返したところであります。「対話と実行」、「透明性と発信力」、「公正・公平」、この三つを市長就任時からの基本姿勢とし、平川らしさ実現に向け、「子育てしやすさナンバーワンのまち」、「住みよさを実感できるまち」など、七つのまちづくりを2期目の公約として掲げ、平川市発展のために各種事業に取り組んでまいりました。

このような中、当市の財政状況は合併当初と比べ、健全化判断比率は改善しているものの、依然として市税等の自主財源は乏しく、地方交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ない状況であります。

当市の今後の財政見通しにおいては、歳入では、合併算定替の特例が来年度で終了するなどの影響により交付されてきた普通交付税が段階的に削減され、令和2年度は今年度と比べ約1億7,000万円減少となり、令和3年度にはさらに2億9,000万円減少することが見込まれております。

歳出では、社会保障に係る費用などの増加に加え、新本庁舎の建設や集会施設等の改築・改修を計画していることから、引き続き財政の健全性を確保しながら効果的な財政運営を進めてまいります。

令和2年度の当初予算編成においては、第2次平川市長期総合プランの三つの基本目標である「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」を重点事項の柱としております。

また、まち・ひと・しごと創生平川市総合戦略が第2期計画の初年度となりますので、急速に進む人口減少対策や地方創生に係る事業に力点を置くことを念頭に予算を優先配分いたしました。

ここで、長期総合プランに掲げる三つの基本目標に沿って、令和2年度の主要施策の

大要について御説明申し上げます。

一つ目の「魅力あるひとづくりについて」であります。

教育環境の整備では、小・中学校へ配置する特別支援教育支援員を現在の7名から10名に増員し、特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、一緒に勉強や学校生活をする子供たちの教育活動を充実させてまいります。

また、小・中学校の児童生徒用に一人1台のタブレット端末を配備し、国が唱える創造性を育むための教育としてICT環境の整備、GIGAスクール構想の実現に取り組んでまいります。

若者の活躍を推進する施策としては、新たに若者議会運営事業に取り組んでまいります。

本事業は、昨今の東京圏への人口集中を背景とした地方の人口減少に歯止めをかける一つの方策と考えており、内容といたしましては、高校生や大学生、社会人といった若者の意見や思いを提案事業という形で予算枠を確保し、実際にまちづくりに反映させるための仕組みを構築するものであります。若者がまちづくりに参画し環境整備を行うことで、地域の将来を支える人材育成や地域への愛着心醸成につながるものと期待をしております。

東京2020オリンピック・パラリンピック関連の事業であります。6月11日には、文化センターをスタート地点とし、ゴール地点の陸上競技場までの約2.5キロメートルを12人の聖火ランナーがトーチによって聖火をつなぎます。ゴール地点の陸上競技場では、ミニセレブレーションを開催し、レガシーの創出や東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

スポーツで元気なまちづくりの施策では、4月1日から供用開始となる新体育館、ひらかわドリームアリーナのオープニング記念事業として、NHK「おかあさんといっしょ」に出演していたよしお兄さん、小林剛久氏による親子体操教室など四つのイベントの開催を予定しております。

新体育館の完成により充実した総合型運動施設の利用促進や、健康づくりを促すレクリエーション活動の充実を図り、短命市返上に向け邁進してまいります。

基本目標二つ目の「活力あるしごとづくり」についてであります。

当市の基幹産業である農業行政では、ふるさと納税の返礼品としても人気の高い、りんご生産者を応援するため、引き続きりんごのふるさと応援事業を実施し、産地維持に向けた取組を推進してまいります。また、大型特殊免許の取得やフォークリフト運転技術講習に要する経費の一部を助成することで、生産組織等の運営維持及び規模拡大による大型トラクターやコンバインのオペレーター不足を解消し、農家の高齢化、労働力不足による負担軽減を図ってまいります。

市内中小企業の人材確保のための新たな対策としては、各企業が行う求人情報サイトへの掲載や就職イベントへの参加、企業紹介、求人広告などに要する経費を助成し、人手不足の解消を図ってまいります。

観光については、平川ねふたまつりの運行コースの見直しと、将来的に当市で開催予定のあおもり10市大祭典を見据え、運行パレードコースの支障となる電線の地中化や転落防止柵の設置を行い、誘客促進や観光客の安全対策を図ってまいります。

インバウンド対策としましては、昨年7月に台湾・青森間の定期便が就航したことを誘客を進める好機と捉え、友好交流協定を締結している台湾台中市において当市のプロモーション活動を実施いたします。また、外国人に選ばれる観光地域づくり推進事業として、市内観光地等の改善点の把握や多言語による情報発信を、青森県や関係機関と連携し、実施してまいります。

基本目標三つ目の「住み続けたいまちづくり」についてであります。

子育て支援体制の整備では、当市では平成30年度に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを開設いたしました。令和2年度は、子育て支援体制のさらなる充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点の開設に向け準備を進め、令和2年6月の開設を目指します。

また、弘前乳児院に業務委託し、保護者の病気やけが、育児疲れや育児不安などで、保護者が家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合、安全な施設でお子様を一時的にお預かりするほか、保護者自身も施設を利用して休養し育児疲れの解消を促進するため、子育て短期入所生活援助事業に取り組むことといたします。

保育料等を軽減する取組としましては、国で定める保育料徴収基準より低い保育料の設定や、昨年10月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収となったおかずやおやつなどを賄う副食費の扶助を行うことで、これまで同様の第2子以降の保育料完全無償化を継続してまいります。

保育ニーズに関する事業では、病児保育事業を市内2か所の社会福祉法人で実施しておりますが、令和2年度からは3か所に増やし、子育て家庭への支援の拡充を図ります。

障がい者福祉では、本定例会へ提出しております平川市手話言語条例案が議案可決された際、リーフレットを作成し、条例が制定されたことを広く周知してまいります。

移住・定住に向けた施策としましては、民間宅地開発事業を引き続き実施するほか、すこやか住宅支援事業の支援の対象要件に新婚世帯も加え、さらなる移住・定住促進に取り組んでまいります。

公営墓地の補修では、当市が管理する新館、碓ヶ関、古懸地区の公営墓地において、段差の解消及び階段への手すりの設置を行い、墓参りする方々が利用しやすい環境整備を図ってまいります。

施設等の老朽化対策としましては、碓ヶ関地域福祉センターや道の駅いかりがせきなどが、供用開始から長期間経過したことにより、建物の日常的な修繕や設備の故障等が年々増加していることから、大規模改修に向けた基本調査や実施設計を進めてまいります。

また、防災拠点施設の整備として、石郷や李平地区など五つの地区の集会所建設を実施することとしており、安全安心なまちづくりに注力してまいります。

新本庁舎建設事業についてであります。令和2年度はいよいよ庁舎本体工事に着手いたします。主な工事内容としては、公用車庫の解体撤去と庁舎建物部分の掘削、土留めの設置、地盤改良を行い免震層の整備を進めます。

地域の公共交通については、新庁舎の開庁を踏まえ、来庁者や買い物をする方などが市内を移動する際の利便性を考慮した再編成が必要であると考えます。令和2年度では、その方針となる計画を策定し、利用しやすいルートやダイヤ設定を検討することとして

おります。

私の掲げる政策テーマの一つである「自分たちの地域は、自分たちで作る。市民一人一人が主役のまちづくり」の実現に向け、引き続きまちづくり懇談会を開催し、市民の皆様との対話を大切にしていきたいと思いますと考えております。

以上、令和2年度の施策の概要について、御説明申し上げます。

これからも平川市の地方創生に向け、市民、企業、行政が一体となり、「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」を進め、当市の将来像である「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現を目指し、全力で市政運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様の一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、上程いたしました各議案の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員の齋藤千恵子氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となりますので、再度、人権擁護委員として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号平川市印鑑条例の一部を改正する条例案につきましては、印鑑登録証明事務処理要領等の一部改正に伴い、成年被後見人の印鑑登録を可能とし、その他所要の改正を行うものであります。

議案第5号平川市議会議員及び平川市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例案については、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とするものであります。

議案第6号平川市監査委員に関する条例及び平川市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号平川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号平川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、地方公務員法に基づく会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことを可能とするものであります。

議案第9号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、一般行政職及び医療職の職員の職制を見直し、新たな職名及び基準となる職務を定めるものであります。

議案第10号平川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例案については、使用室として交流室を追加するものであります。

議案第11号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案については、令和2年4月1日より供用開始となる新体育館の名称をひらかわドリームアリーナとし、当該施設の使用料を定めるものであります。

議案第12号平川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例案については、連携施設の確保や自園調理の要件緩和を図るものであります。

議案第13号平川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、放課後児童支援員の資格要件等の経過措置を延長するものであります。

議案第14号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案については、優遇措置の対象となる指定企業の指定要件を緩和するものであります。

議案第15号平川市ふるさとセンター条例の一部を改正する条例案については、施設内の部屋の名称を改めるものであります。

議案第16号平川市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案につきましては、新山地区担い手センターの名称及び位置を改め、高木会館を追加するものであります。

議案第17号平川市営住宅管理条例の一部を改正する条例案につきましては、民法の一部改正に伴い、市営住宅への入居条件及び修繕等に要する費用負担の規定を改めるものであります。

議案第18号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案については、令和元年10月1日より始まった幼児教育・保育の無償化に対応するため、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を改めるものであります。

議案第19号平川市手話言語条例案については、手話が言語であるとの認識に基づき、聾者と全ての市民が共生することができる地域社会の実現を目指すために制定するものであります。その内容は、基本理念や市の責務並びに市民及び事業者それぞれの役割などの基本的な事項を定めるとともに、手話言語を使用しやすい環境を構築する施策を総合的に推進するものであります。

議案第20号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、構成団体である三戸郡福祉事務組合が令和2年3月31日をもって解散することから、関係地方公共団体と協議するものであります。

議案第21号平川市過疎地域自立促進計画の変更については、新たに道の駅いかりがせき道路情報館新築事業のほか、8事業を追加するものであります。

議案第22号東部辺地総合整備計画の変更については、計画に掲載した事業の事業費を変更するほか、新たに温川大木平線側溝整備事業ほか、3事業を追加するものであります。

議案第23号久吉辺地総合整備計画の変更については、計画に掲載した事業の事業費を変更するほか、新たに消防団車両更新事業を追加するものであります。

議案第24号市道路線の認定については、本町北柳田地区の宅地開発で整備された道路について、認定するものであります。

議案第25号から議案第31号については、いずれも平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第3条及び第4条の規定により、指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について、議会の議決を求めるものであります。

まず議案第25号は、平川市四季の蔵「もてなしロマン館」の管理の指定先を特定非営利活動法人めーりんごネットとし、管理の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとするものであります。

議案第26号は、平川市尾上農村環境改善センター「さるか荘」及び平川市ふるさとセンターの管理の指定先を有限会社おのえ企画とし、管理の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとするものであります。

議案第27号は、平川市古懸コミュニティ浴場の管理の指定先を古懸町内会とし、管理の期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

議案第28号は、平川市久吉たけのこ温泉の管理の指定先を久吉地区町会とし、管理の期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

議案第29号は、碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の管理の指定先をNPO法人平川市スポーツ協会とし、管理の期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

議案第30号は、平川市駅前駐車場の管理の指定先をふれあいタウンひらかとし、管理の期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までとするものであります。

議案第31号は、高木会館の管理の指定先を高木町会とし、管理の期間を令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするものであります。

議案第32号令和2年度平川市一般会計予算案について、その提案理由を御説明いたします。

令和2年度平川市一般会計当初予算につきましては、歳入歳出予算の総額を175億3,000万円とするものであります。

新年度予算編成に当たっての考え方としては、第2次平川市長期総合プランの将来像の実現に向けて、プランに掲げる三つの基本目標を重点事項とし、加えて第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略が5か年計画の初年度となることから、人口減少対策に力点を置くことを念頭に、予算を優先配分しております。

また、新本庁舎建設事業や防災拠点施設整備事業など、引き続き大型の普通建設事業費を計上しております。

さらに、令和元年度の国の補正予算を最大限活用し、令和2年度当初予算に計上を予定していた碓ヶ関小学校改築事業、松崎小学校大規模改修事業、情報通信ネットワーク環境施設整備事業など、総額約6億6,000万円を令和元年度3月補正予算に計上し、新年度予算と切れ目なく最大限の事業効果が発揮できるよう一体的に取り組んでまいります。

なお、令和元年度のふるさと納税につきましては、2月末の時点では2億3,000万円を見込めることになりました。この御寄附いただいた方々の思いを新年度予算において活用させていただきたいと思っております。御寄附いただいた方々に対しまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、当初予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳入であります。1款市税では、給与所得の伸びに伴う個人市民税の増収を見込み、総額では前年度比6.5%増の23億9,763万5,000円としております。

2款地方譲与税の2億1,935万1,000円や、7款地方消費税交付金の6億円などの各種交付金は、実績額に消費税増など税制改正による影響を加味して計上しております。

11款地方交付税のうち普通交付税につきましては、合併算定替により段階的に縮減されることやその他の変動要因を加味し、62億円を計上しております。また、特別交付税につきましては6億5,000万円を計上し、合計で前年度比マイナス2.1%の68億5,000万円

としております。

18款寄附金では、令和元年度中のふるさと納税の実績を踏まえ、2億円を計上することとしております。

19款繰入金では、新年度予算の財源不足に対応し、財政調整基金から8億7,337万8,000円繰入れすることとしております。

22款市債では、新本庁舎建設事業や防災拠点施設整備事業などに活用するため、公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債など、全体で前年度比マイナス56.0%の18億2,090万円を計上しております。

一方、歳出であります。2款総務費では、新本庁舎建設事業に係る経費として7億350万6,000円、各地区集会施設の整備費として2億8,484万5,000円を計上するなど、前年度比で11.5%増の30億7,137万8,000円を計上しております。

3款民生費では、子育てしやすさナンバーワンのまちを目指し、前年度同規模の59億4,849万5,000円を計上しております。第2子以降の保育料無料化に加え、市独自の保育料等の軽減事業を継続するほか、病児保育事業を拡大し実施してまいります。

4款衛生費では、健康長寿青森県ナンバーワンのまちを目指し、減塩普及事業やピロリ菌検査事業のほか、市民の喫煙率低減のため禁煙外来支援事業31万8,000円を計上しております。また、子育て支援として子育て短期入所生活援助事業32万1,000円を計上しております。

6款農林水産業費では、生産組織の維持拡大のため、農業用機械オペレーター養成支援事業として30万円、町会施設整備費として8,088万8,000円を計上しております。

7款商工費では、平川ねぷたコース整備事業として8,456万2,000円、イルミネーションプロムナード事業として1,115万2,000円、インバウンド推進事業として1,525万1,000円を計上しております。また、求人情報発信支援事業補助金として100万円を計上しております。

8款土木費では、民間宅地開発事業補助金として1,317万円、空家対策事業として、特定空家や老朽危険家屋を対象とした解体費用の補助金400万を計上しております。

9款消防費では、消防屯所の老朽化に伴う改修費用1,712万1,000円などを計上しております。

10款教育費では、猿賀小学校改築事業1億5,530万円のほか、GIGAスクール構想を実現するため、教育ICT環境整備事業として3,939万9,000円、英語検定料補助事業として38万7,000円などを計上しております。

12款公債費では、前年度比1.5%増の19億6,305万4,000円を計上しております。

以上が令和2年度平川市一般会計予算案の内容であります。

議案第33号令和2年度平川市国民健康保険特別会計予算案から議案第41号令和2年度平川市下水道事業会計予算案までの各特別会計及び企業会計予算案につきましては、それぞれの会計の事業実施に係る経費等について措置したものであります。

議案第42号令和2年度平川市新屋財産区一般会計予算案から議案第56号令和2年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの全15件の予算総額は、歳入歳出それぞれ1,008万6,000円であり、主な内容につきましては、森林研究・整備機構による分収造林事業に関わる森林保育業務委託費であります。

議案第57号令和元年度平川市一般会計補正予算（第6号）案については、歳入歳出それぞれ4億3,696万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ204億8,631万8,000円とするものであります。

今回の補正の主な特徴としまして、第1点目には、国の令和元年度補正予算の成立を受け関連する事業費を計上したほか、所要の継続費、繰越明許費及び市債を追加計上しております。第2点目には、歳入歳出の各款において完了した事務及び事業費について、入札減などの精査をしたことなどであります。

まず、歳出の主なものでありますが、2款総務費では、ふるさと納税サイト広告料や、旧碓ヶ関総合支所の解体工事費など4,528万9,000円を減額しております。

3款民生費では、施設型給付費や生活保護の医療扶助など5,350万5,000円を実績見込みの精査により減額しております。

6款農林水産業費では、農業次世代人材投資資金など3,624万6,000円を減額したほか、碓ヶ関大落前地区の林業専用道整備事業について年度内完了が見込めないため、920万円を繰越明許費として設定しております。

8款土木費では、橋梁補修工事設計委託料など8,737万円を減額しております。

10款教育費では、国の補正予算による事業費として6億6,122万2,000円を追加計上しております。

その内訳としまして、情報通信ネットワーク環境施設整備事業として小学校8校分で8,121万6,000円、中学校4校分で4,079万2,000円を新規計上したほか、松崎小学校大規模改修事業として3億4,093万5,000円を追加し、それぞれ繰越明許費として設定しております。また、碓ヶ関小学校改築事業として2億57万8,000円を追加した上で、令和3年度まで総額10億638万1,000円の継続費として設定しております。

一方、歳入の主なものでありますが、歳出事業費と連動し、その特定財源となる14款国庫支出金を7,962万6,000円追加し、15款県支出金を1,140万2,000円減額、21款市債を3億1,420万円追加しております。

18款繰入金では、今回の補正における一般財源の調整のため、財政調整基金繰入金を3,916万5,000円追加しております。

以上が、一般会計補正予算案の主な内容であります。

議案第58号令和元年度平川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案については、歳入歳出それぞれ1億101万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ37億6,232万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入では、国民健康保険税を追加するほか、保険給付費の増額等に合わせて県支出金を追加するものであります。歳出では、保険給付費を追加するものであります。

議案第59号令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第4号）案については、歳入歳出それぞれ531万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ40億9,152万円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入では、国庫補助金に保険者機能強化推進交付金を追加するとともに、低所得者保険料の軽減強化による一般会計からの繰入金を追加したものであります。歳出では、介護予防・生活支援サービス費負担金を追加するものであります。

議案第60号令和元年度平川市下水道事業会計補正予算（第3号）案については、収益的収入及び支出のうち、収入485万8,000円を減額するものであります。

補正の内容は、一般会計補助金対象事業費の精査によるものであります。

議案第61号令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算（第2号）案については、歳入歳出それぞれ531万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ568万2,000円とするものであります。

補正の内容は、立木販売による分収収益がありましたので、財産売払収入を追加するものであります。

以上が本日提出いたしました各議案の概要であります。細部につきましては、議事の進行に伴い御質問に応じ、本職をはじめ関係者からそれぞれ御説明申し上げたいと思っております。

議員の皆様には慎重に御審議の上、原案どおり御議決並びに御同意を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明を終わらせていただきます。

（市長降壇）

○議長（福士 稔議員） 日程第5、予算特別委員会の設置及び委員長・副委員長の選任を議題とします。

本定例会に令和2年度の各会計の予算案が提案されましたので、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、当予算案を審査することを目的に、16人の全議員をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、令和2年度の各会計の予算案について審査することを目的に、16人の全議員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において16人の全議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました16人の全議員を、予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選方法についてお諮りします。

会議規則第126条第5項の規定に準じ、この場で議長より委員長、副委員長を指名推選することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任方法は議長が指名推選することに決しました。

それでは、予算特別委員会の委員長に9番、佐藤 保議員、副委員長に12番、原田 淳議員を指名推選します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認め、議員全員の同意があったものとして、両氏を当選人とします。

予算特別委員会委員長、副委員長の就任承諾の挨拶を求めます。

初めに佐藤 保委員長、登壇願います。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会委員長(佐藤 保議員) ただいま予算特別委員会が設置され、議長より委員長に御指名いただきました9番、佐藤 保でございます。

さて、御承知のとおり、令和2年度の予算は第2次平川市長期総合プランの将来像、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」の実現のため、先ほど提案理由の中で市長が述べました三つの基本目標を重点事項として予算が配分されております。

委員の皆様には活発な議論と慎重なる審査を、また理事者におかれましては明快な答弁をお願いいたします。

限られた審査期間の中で効率的に委員会が運営されますよう、委員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 次に、原田 淳副委員長、登壇願います。

(予算特別委員会副委員長登壇)

○予算特別委員会副委員長(原田 淳議員) 議席番号12番、原田 淳です。

多士済々の中から私のような浅学非才な者が、ただいま議長より予算特別委員会の副委員長に御指名いただきました。

市民の幸せと市政発展のため第2次平川市長期総合プラン前期基本計画に基づき、第2期平川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する人口減少対策・地方創生に取り組む最初の年度でもあります。また、平川市の「魅力あるひとづくり」、「活力あるしごとづくり」、「住み続けたいまちづくり」への予算審査となります。

微力ではございますが、佐藤委員長を補佐し、限られた審査期間において効率的に委員会が運営されますよう、職務を全うしたいと思っております。

皆様の御協力をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが副委員長就任挨拶とさせていただきます。

(予算特別委員会副委員長降壇)

○議長(福士 稔議員) 日程第6、人事案件に入ります。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は直ちに審議することに決定しました。

去る2月27日に開催された議会運営委員会において、議案第3号は人事案件につき、

質疑・討論を省略し、直ちに採決することと申し合わせされました。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

議案第3号人権擁護委員候補者の推薦について、採決します。

議案第3号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福士 稔議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、同意することに決定しました。

日程第7、各常任委員会への議案付託に入ります。

提出議案目録及び委員会付託一覧表(案)について、配付しておりますので御参照願います。

議案第4号平川市印鑑条例の一部を改正する条例案から議案第31号高木会館の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について並びに議案第57号令和元年度平川市一般会計補正予算(第6号)案から議案第61号令和元年度平川市新屋財産区一般会計補正予算(第2号)案までの33件を一括議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

工藤竹雄議員。

○15番(工藤竹雄議員) 一つ市長に気を遣ってちょっと言いますけれど、さっきからグスグスって言ってるんで新型コロナウイルスにかかっているのかと心配しているところではあります。

それで私ちょっと尋ねたいのは、国の補正、令和元年度というのを使っております。本当は令和元年度というのは正直言ってないんです。平成31年度が我々の予算でもなっております。国の補正予算、令和元年ということで使ってると思うんですけど。

その他の、例えば皆さんにもいってると思ってるんですけども、今卒業のシーズンで、各学校によっては平成31年度卒業式、令和元年度卒業式ってこういうふうに分かれています。この点についてどこでどう区別してどうやってるのか、まずこれちょっと最初聞きたいと思います。

○議長(福士 稔議員) 総務部長。

○総務部長(齋藤久世志) 予算についてであります。当初予算作成時、平成31年度でございました。

国の予算もそうですけれども、令和元年度予算ということで読み替えるということと統一されていたかと思えます。私の理解では令和元年度に全て置き換えるということと統一したと思ってございました。

○議長(福士 稔議員) 教育長。

○教育長(柴田正人) 少し記憶が定かでないんでありますけれども、今年の卒業式は当該年度卒業式というふうな、年度の扱いになっていると認識しております。再度改めて、後ほど確認したいと思います。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そういう特別問題にしているわけではございませんので。議案第11号尋ねます。ひらかわドリームアリーナの関係でございます。

これ見ると、経常経費よりも安い受益者の負担にしたと、減額のようにありますけれども。これ主たる目的は何であるのか、どこにもってきた根拠にあるのか、第1点。

それと今の体育館。平賀体育館のいわゆる経常経費。維持管理費みんな含めてのことです。それと使用料金。年間でどのくらいこうあったのか、ちょっと先に教えていただきたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） まず、安い受益者負担とした部分については、近隣市町村の施設使用料もにらみながら、スポーツで元気なまちを目指すこととしていることから、利用しやすい施設とすることで安い利用料としております。

また、使用料金の設定に当たっては、維持管理費と人件費を算定根拠として、令和2年度の予算要求額から算出しております。先般の議案説明会においても、これら使用料の算定については説明しましたが二、三年後には使用料を見直す予定としています。

いずれにしても、施設維持費、施設維持人件費、貸出業務経費のそれぞれを総延床面積で割って平方メートル当たりの単価を積算し、それをベースに貸出室の総延床面積に平方メートル当たりの時間単価を乗じて使用料を積算しております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今、旧体育館の使用料どのくらいあるのか、事務経費どのくらいあるのか、それ全然答弁にならないと、私これ比較できないでしょう。私それ求めてるんだけど、恐らく資料がないからというのであればそれはそれで結構なんだけども。私、質問何回もできませんので、質問に対してははっきり答えていただきたい。

今の平賀体育館の使用料、半額と考えるといいんですか。仮にそうであるなら、それではまずい問題かと。同額ということなら私まだ意味分かるけども、下げるということはちょっといかなものかと。下げることは簡単で上げるには大変苦しむんです。二、三年後に上げますと言ったってそれはなかなか無理ですから。最低の線でも現在の使用料が妥当でないかと私そう思っております。それ1点。

それで令和2年度の経常経費。どのくらい金額見てるのか。ただ使用人数等については把握はできないだろうけども、旧体育館のその人数を見たときには大体の部分は出るのかというふうに思ってますんで、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（對馬謙二） 大変失礼いたしました。旧体育館の使用人数については、ただいま資料のほうを持ち合わせていませんでした。また、旧体育館の使用料、事務経費についても資料を持ち合わせていませんでしたので、後ほど回答したいと思います。

それから令和2年度の施設維持費でございますけれども、施設維持経費については4,353万円、施設維持に係る人件費の部分は615万7,000円、貸出業務経費が229万2,000円というふうな数字となっております。令和2年度の経常経費については以上です。

○議長（福士 稔議員） ほかに御質疑ありませんか。

原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今の議案第11号平川市運動施設条例の一部を改正する条例案についてお伺いいたします。

ひらかわドリームアリーナの使用料金の設定については、担当課で協議をしたと思っております。そのときにおいて、平川市民の方の使用料金と市外の方の使用料金の差については協議があったのかどうか、お聞かせください。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 現在、運動施設は市内のこども園、幼稚園、市内小・中学校の学校体育活動、平川市スポーツ協会や市内スポーツ少年団等に加入している団体等は使用料を減免し無料となっておることが、前回答弁したところでございます。

議員お尋ねの市内・市外を区分したのかについてでありますけれども、運動施設の使用料金は第一義的には、平川市民の負担とならないよう、また平川市民の利用しやすさを考えてその額を設定しております。

現在、運動施設は、市民の方が大変多く利用しやすい状況にあるというふうにして認識しており、議員御指摘の市内・市外を区分することについては、その観点から検討しません。検討しましたけれども、そういうふうな措置になったということであります。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 検討した、したい。どっちかという、はっきりしませんでしたけれども。

市民の方が多く利用しているということ、今、教育長から答弁が来ました。

私は平成30年6月議会の一般質問において、公共施設の改修・改築などにおいては、平川市民の税金が使用されることから、使用料金については市民の方と市外の方との差を設けるべきではないかということを書いてきたわけです。そのときの一般質問においては、極端に言ったと思います。それは市民の方は無料、あるいは半額と。さらには、回数券を考えてはどうかということを質問したかと思っております。

その結果、回数券については導入いたしました。その回数券ですら、平川市民と市外との回数券の購入金額は同額、回数券の枚数も同じということで、ちょっとこれについては納得し難いものがありました。私が一般質問で言っているのは、例えば料金が同じで、市民であれば回数券を13枚にするとか、市外の方であれば11枚にするとか、そのようなことを考えてはどうかと言ったように思っております。

さて、このような公共施設。平川市民が利用して何ぼの世界だと、料金を多く徴収したからいいというものではないと、そのように思っております。ひらかわドリームアリーナは、これから多くの市民の方に利用していただき健康維持、増進のための健康施設であってほしいと思っております。

平成27年10月25日、平川市健康づくり宣言をするとともに基本条例を施行し、市民の皆様と関係団体及び平川市が一体となって健康づくりに取り組み、健康長寿のまちづくり青森県ナンバーワンを目指すとしております。

このようなことから、市民の方の使用料金と市外の方の使用料金の差を、これから考えていただきたいと思っておりますが、教育長、どうですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（柴田正人） 回数券についてお答えをいたします。

回数券の、今、議員のお話しになられました内容につきましては十分検討しました。回数券、市民が購入して市外の方々に、いわゆる不正流用する可能性が大変多いという観点の議論がありまして、同じような形で今、取り扱っているところでございます。

安くするか否かのことにつきましては、議員の話されたとおり、市民の施設でありますので、市民の方が多く利用するということが第一義であります。

ただ、この使用料の設定については、市民を第一に考えて料金設定をして、市外であります。

ということで先ほどの話、繰り返しますけれども、現在のところ、ほとんどの施設においては、市民の方々が多く利用している状況にありますので、現在のところは使用料を減額するというについては考えてございません。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 市民の方を考えると、小・中学校、高校生は110円、一般の方は220円。他市町村の方々はもっと上げればいいんでねの。これはこれで終わります。

議案第19号平川市手話言語条例案についてお聞きいたします。

平成31年3月議会において、工藤貴弘議員と私が一般質問いたしました。ぜひ早い機会に、手話言語条例を制定していただきたいとお願いをいたしましたところ、一年足らずで条例案を本議会に提出していただき、誠にありがとうございました。

さて、この条例を推進するに当たっては条例案の第6条にあります、施策の推進4項目にわたって記載されております。基本的には3項目のようです。その推進事業といいますと今年度、令和元年度予算化しているのが手話奉仕員養成事業、手話通訳派遣者事業、さらには手話通訳者設置事業これが令和元年度に予算化、事業化しております。来年度先ほど市長も言うておりましたが、新規事業として手話言語条例制定周知事業つまり、リーフレットを配布するというこのようです。実は、参考資料として予算別事業一覧表としてこの手話条例の事業内容を若干見てみました。

それで、ちょっと部長にお聞きします。まずもって手話奉仕員養成事業、手話通訳者派遣事業、この事業について実績等がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） それでは手話奉仕員養成事業、そして手話通訳者派遣事業についてお答えをいたします。

まず、手話奉仕員養成講座についてでございますけれども、これは今年度から黒石市と共催によって実施している講座でありまして、初めて手話を学ぶ方を対象として入門編と基礎編を実施しております。今年度の申込み者は8名でございます、基礎編まで全て終了した方は4名おります。そして、この終了した方全員が手話奉仕員として登録させていただいております。

次に、手話通訳者派遣事業でございます。この事業は、聴覚障がい者が学校や医療機関などを訪問する際に、申請によって手話通訳者を派遣するという事業でございます、例年年間一、二件の派遣を行っているというものでございます。今年度は1件の派遣がございました。また、現在市に登録している手話通訳者は4名でございます。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今、手話奉仕員養成事業、黒石市と共同でやっている。そのうちの4人は終わっていると。その4人は平川市内の方ですか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 平川市内の方でございます。

○議長（福士 稔議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） これは職員に対することとなりますので、市長よりも副市長のほうがいいのかと思っております。

副市長にお聞きいたします。市職員のことになります。市職員を対象とした手話養成講座を考えていますか。どうかお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 研修会について実施に向けて、担当部局に検討させたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第13号をお尋ねします。放課後児童の関係でいいですか、今、一クラブ当たりの児童数は何名であるか。最低、最高。それから最近の支援の数、併せて支援が児童何人当たり何人になるのか。それともう一つは、児童一人当たりの面積。これ教えてください。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 放課後児童クラブのまず基準ということでお答えをさせていただきます。

まず、一つの支援の単位はおおむね40人以下という形で定められておまして、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置くこととなっております。

そして、専用区域の面積、児童一人当たりについておおむね1.65平方メートルを確保することというふうにされてございます。

そして、現在当市における放課後児童クラブの人数でございますが、定員でお話をいたします。18クラブございまして定員数は557人、登録の児童数が499人。定員で一番大きいところは50人、一番少ないところは19人となっております。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 私これ聞いたのは、今学校が新型コロナウイルスの関係で休みになりました。これ、もともとは低学年が対象になっているんです。そうすると3年生ぐらいまででしたか。それ以降の子供たちはこれからどういう過ごし方をさせるのかと。例えばこういう今の施設を使うことができるのか、対応策。本当に子供たちは大変だと思ふんだ。春休みまでですから。その子供たちの対応策が、こういうところでもできないのかというのが私の本当の質問の趣旨なんです。その点のお答えできますか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（三上裕樹） 今回の全国一斉小中高休校措置というふうな要請があった際に、当市の放課後児童クラブとも協議しまして、全て例えば春休みとかそういう長期休業と同じような対応をしていただくというふうなことで、確認を取ってございます。

そして、例えばこれまで放課後児童クラブに通っていないお子さんがもし利用したいということであれば、新規に登録の申請をしていただいて、そして対応をしていくとい

うふうな考えでございます。ただあくまでも、例えば学校が休校になっているというふうな状況を鑑みますと、児童クラブがしからば安全なのかというような議論もございまずので、その辺りは家庭でお子さんを見れる場合、それは家庭で見ていただくことを優先していただくということを、保護者の方にも御理解と御協力をいただきながら進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 議案第17号を尋ねます。市営住宅の管理条例が変わるわけでございます。

改正のこれを見ると、賃貸借の関係をちょっと尋ねるんですけども、これもともと契約を結んでいるんでないのかと私思うんですけども、もし契約書を締結しているなら、この部分については最初から明記ささっているものと私解釈するんですけども、その辺契約書を結んでいるのかどうか。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 市営住宅の入居に際しての条件といいますか、契約関係はされているのかということですけども、これは契約というよりは入居希望者から申請を受けまして、それに対して許可をするかどうかというようなやり方で、その中でいわゆる条件的な事項が表現されております。ただ、条例上今まで曖昧な部分があったので、修繕費の項目について今回細かく表現させていただいたものでございます。

○議長（福士 稔議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 要するに債務の関係だよ。普通、一般的に借りるときは、民間でもいいです。普通借りるときは契約書を結んでいるいろんな項目があるんです。例えば、壊した場合は入居者が支払うとか。項目こういっぱい普通、書かされているからいちいちこういう文言がなくてもいいのかというのが私こう今、聞いているんですけども。

項目変えます。この中で修繕に要する費用です。入居する際にどういうふうなこの建物の中とか確認されているのか。例えば、最初新しいものに入る人は問題ないと思うんですけども、例えばそれ出て次入る人、どこが悪いどこを修繕しなくちゃならないという部分あるんです。その確認というのはどういう方法。例えば、写真を撮ってちゃんと保管しているのか。出るとき仮に私やったものじゃないですと。前の人が普段の同じ部分で入っているだけでしたら、その責任は誰が取るのか。その点はどういうふうなこれやっていますか。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 修繕に関してですけども、通常は前に入居していた方が退去する際に全て修繕かけます。その時点で状況、写真保管しておきます。次の方が入居の際は修繕後の写真が残ってございますので、故意にやったものであるのか、経年劣化であるのかという判断はつきますので、それに関しては入居者に説明してございます。

○議長（福士 稔議員） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 質疑を終わります。

お諮りします。

議案第4号から議案第31号まで並びに議案第57号から議案第61号までの33件を配付し

ております委員会付託一覧表（案）のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの33件は委員会付託一覧表（案）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8、議案第32号から議案第56号までの25件は、令和2年度各会計の予算案件であります。

お諮りします。

令和2年度の各会計の予算案件であります、議案第32号から議案第56号までの25件を予算特別委員会に付託することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの25件は、予算特別委員会に付託することに決定しました。

次に、お諮りします。

3日、4日は議案熟考のため、5日は常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、3日から5日までは本会議を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6日午前10時開議とし、その日は一般質問を予定しております。

本日はこれをもって散会します。

午前11時44分 散会